

2026年2月1日からのご契約内容の見直し

災害時の特別措置に関する約款の見直し

当社は、大規模な災害が発生した場合に、お客様の被災状況に応じて、電気料金の割引等を行なう「災害時の特別措置」を実施しております。

これまで首都圏エリアにおいて低圧でご契約のお客さまについては、災害発生の都度、「約款等以外の供給条件」を設定のうえ特別措置を実施しておりましたが、このたび、特別措置の取扱いを「電気標準約款〔低圧〕（首都圏エリア）」に明記する見直しを行ない、2026年2月1日から適用いたします。

＜見直しの内容＞

災害救助法の適用地域または激甚災害の対象地域において被災されたお客様からのお申し出に応じて、以下の特別措置を実施する取扱いを、「電気標準約款〔低圧〕（首都圏エリア）」に明記いたします。

(1) 電気料金の支払期日の延長

災害発生日の前月分から災害発生日の翌々月分までの電気料金について、支払期日をそれぞれ1か月間延長いたします。

(2) 不使用日の電気料金の割引

被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合、災害が発生した月から6か月後の末日までの間、まったく電気を使用されない日数に応じて、1日あたり基本料金を4%割引いたします。

(3) 工事費負担金等相当額の免除

被災日から引き続きまったく電気を使用されずにご契約を廃止された後、災害が発生した月から6か月後の末日までに被災日の契約容量等をこえない新たな電気の使用申込みをされる場合などに伴う工事費負担金等相当額を免除いたします。